

※頂いた意見の中に「項/行番号」と「仕様書記載内容」がずれている意見がありましたので、一部「項/行番号」を修正した箇所があります。

※資料名の表記を統一するため、頂いた意見の「資料名」を一部修正しております。

No.	資料名	項/行番号	仕様書記載内容	意見	提案理由	回答																					
1	別紙1_要件定義書	1.1.1/4行	(1)「表 1-1 作成プロセス一覧」に示す、現在ジェットロで行われている7つのコア業務のうち業務に関する標準プロセス、コア業務を下支えする2つの管理業務に関する標準プロセス、ユーザが自ら構成できる汎用プロセスを作成すること。その際にプロセスを実行するための機能として「別添1 機能一覧」に定義する機能を提供すること。なお、各標準プロセスの作成及び機能の実現方式については、設計工程において、ジェットロと協議のうえ、決定すること。	汎用プロセスを作成可能なユーザの権限は、「別添5_権限一覧.xlsx」における業務プロセスの作成・実行に準じるとの理解で正しいでしょうか。	業務要件確認のため	権限含む機能の実現方式については調達仕様書に記載の通り、設計工程においてジェットロと協議のうえ決定します。現在の想定については調達仕様書（別添5_権限一覧）をご参照下さい。																					
2	別紙1_要件定義書	1.1.1/14行	(2)「別添2 アクティビティ一覧」「別添3 業務フロー」に基づき、定義したフローを標準プロセスとして構築すること。また、「別添2 アクティビティ一覧」に示したアクティビティを組み合わせることができる汎用プロセスを構築すること。なお、各プロセスは運用工程において、職員が直接、見直し・修正を行うため、アクティビティの追加・更新・削除が適宜可能であること。	いくつかの代表的な業務プロセスサンプルを準備し、ユーザが自身の求める業務プロセスに類似した業務プロセスサンプルを編集することでの汎用プロセスの作成は許容いただけますでしょうか。	業務要件確認のため	調達仕様書の内容を踏まえご提案願います。																					
3	別添5_権限一覧	45行	<table><tr><td rowspan="10">業務プロセスモニタリング</td><td>業務プロセスの進捗状況の確認機能</td><td>自部署 他部署</td></tr><tr><td>業務プロセスの実行状況の確認機能</td><td>自部署 他部署</td></tr><tr><td>業務プロセス間での同一アクティビティの実行時間比較機能</td><td>自部署 他部署</td></tr><tr><td>業務プロセス間でのアクティビティの差分比較機能</td><td>自部署 他部署</td></tr><tr><td>個別業務プロセス進捗確認機能</td><td>- 他部署</td></tr><tr><td>アクティビティの進捗状況の確認機能</td><td>自部署 他部署</td></tr><tr><td>ユーザのアクティビティ保持数確認機能</td><td>自部署 他部署</td></tr><tr><td>業務プロセスのダッシュボード機能</td><td>- 他部署</td></tr><tr><td>予算執行状況モニタリング機能</td><td>自部署 他部署</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	業務プロセスモニタリング	業務プロセスの進捗状況の確認機能	自部署 他部署	業務プロセスの実行状況の確認機能	自部署 他部署	業務プロセス間での同一アクティビティの実行時間比較機能	自部署 他部署	業務プロセス間でのアクティビティの差分比較機能	自部署 他部署	個別業務プロセス進捗確認機能	- 他部署	アクティビティの進捗状況の確認機能	自部署 他部署	ユーザのアクティビティ保持数確認機能	自部署 他部署	業務プロセスのダッシュボード機能	- 他部署	予算執行状況モニタリング機能	自部署 他部署			業務プロセスモニタリングに「確認機能」がありますが、それぞれの作成、更新、削除はどういった操作、表示イメージになりますでしょうか。	業務要件確認のため	要件は調達仕様書（別添1_機能一覧）に記載の通りです。具体的な操作や表示イメージについてはご提案願います。
業務プロセスモニタリング	業務プロセスの進捗状況の確認機能	自部署 他部署																									
	業務プロセスの実行状況の確認機能	自部署 他部署																									
	業務プロセス間での同一アクティビティの実行時間比較機能	自部署 他部署																									
	業務プロセス間でのアクティビティの差分比較機能	自部署 他部署																									
	個別業務プロセス進捗確認機能	- 他部署																									
	アクティビティの進捗状況の確認機能	自部署 他部署																									
	ユーザのアクティビティ保持数確認機能	自部署 他部署																									
	業務プロセスのダッシュボード機能	- 他部署																									
	予算執行状況モニタリング機能	自部署 他部署																									
4	別紙1_要件定義書	1.3.1/77行	(2)業務プロセスモニタリング機能として利用する下記のデータを含めること。 ➤ 業務プロセス間でのアクティビティの差分比較	この業務プロセス間でのアクティビティの差分比較とはどのようなイメージになりますでしょうか？同一のアクティビティの差分比較ということになりますでしょうか。	業務要件確認のため	要件は調達仕様書（別添1_機能一覧）に記載の通りです。仕様の内容を踏まえご提案願います。																					
5	別紙1_要件定義書	2.10.2/342行	(3)特権を有するシステム管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。	作業をする際に都度都度権限付与する運用を想定しておりますでしょうか。例えばマイクロソフトのPIMのような一時的に管理者権限を付与する機能を想定しますが、そのような機能を備えていれば問題ないでしょうか。	業務要件確認のため	実現の方法は問いません。調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。																					

6	別紙1_要件定義書	2.10.3/351行	②本システムに対する不正アクセス、ウイルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等への通知及び対策機能	SaaS活用したシステムの場合、SaaSベンダによって必要なセキュリティ機能が提供されていれば本要件は満たしていると理解してよろしいでしょうか。	業務要件確認のため	調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。
7	別紙1_要件定義書	2.10.3/360行	①本システムにおいて、第三者による脆弱性検査を実施し、その結果をジェットロに書面で報告すること。なお、脆弱性検査ツールやクラウドの脆弱性レポート機能を用いる等により客観的なテストが可能であれば、受注者で実施することも可とする。	SaaS活用したシステムの場合、SaaSベンダによって必要なセキュリティ機能が提供されていれば本要件は満たしていると理解してよろしいでしょうか。	業務要件確認のため	調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。
8	別紙1_要件定義書	2.10.3/414行	(11)セキュリティの脅威に晒された際に自動検知し、システム運用管理者に通知する仕組みを導入すること。なお、本システムは国内/海外からの利用されるため、システム運用管理者の作業時間外も監視することが望ましい。	SaaS活用したシステムの場合、SaaSベンダによって必要なセキュリティ機能が提供されていれば本要件は満たしていると理解してよろしいでしょうか。	業務要件確認のため	調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。
9	別紙1_要件定義書	2.11.2/484行	(イ)ジェットロの指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないことが望ましい。	データおよび、システムを構成するスクリプトなどは日本国内で管理しますが、開発および構築作業において、国外からの接続は許容されますでしょうか。	業務要件確認のため	調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。
10	別紙1_要件定義書	2.15.2/632行	2.15.2 運用環境の構築 日常的な運用作業の履行場所が、受注者が手配し管理する場所に限定されている場合は、本項目は必ずしも必要ではない。 (1) 本業務を実施するために、リモート環境（回線、端末含む）を構築すること。関連機器は本業務従事者以外が操作できないよう、施錠可能な室内に保管し、本業務関係者以外の立ち入りを禁止すること。ジェットロでの作業場所は提供しない。 (2) 受注者は、運用作業の履行場所においてジェットロが提供又は貸与するものの他に、運用作業に必要と判断した什器、コピー機、通信機器、通信回線等を 受注者の負担により用意し、運用環境を構築すること。	ジェットロ様内部で作業させて頂く場合は、ジェットロ様にて端末や必要ライセンスはご提供いただけるという認識でよろしいでしょうか。	業務要件確認のため	ジェットロが提供する貸与物件については、調達仕様書 6. 4 に記載の通りです。
11	別紙1_要件定義書	2.15.3/650行	2.15.3 サポート業務 サポート業務の一覧を「表 2-11 サポート業務一覧」に示す。 1.不正・異常アクセスの点検	「頻度」が随時となっているが、24時間365日監視を行い、異常を検知した場合には即時通報が必要となりますでしょうか。SOCとして体制確保する必要があるでしょうか。	業務要件確認のため	調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。
12	別紙1_要件定義書	2.15.3/650行	2.15.3 サポート業務 サポート業務の一覧を「表 2-11 サポート業務一覧」に示す。 2.不正利用報告	「迷惑メール送信者等、特定の条件に合致した」とあるが、例えばどのような条件を想定しているかをご教示願います。	業務要件確認のため	調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。

13	別紙1_要件定義書	2.15.3/650行	2.15.3 サポート業務 サポート業務の一覧を「表 2-11 サポート業務一覧」に示す。 3.問合せ対応	問合せを受け付ける方式は、メール・電話等どのような方式を想定しているでしょうか。	業務要件確認のため	問い合わせの方式については、ご提案を踏まえ協議のうえ決定する方針です。
14	別紙1_要件定義書	2.15.3/650行	2.15.3 サポート業務 サポート業務の一覧を「表 2-11 サポート業務一覧」に示す。 1.不正・異常アクセスの点検 2.不正利用報告	ここで求める監視対象としては提供するSaaSサービス上の範囲に限定されますでしょうか。JETRO様の総合ICT基盤上のActiveDirectory等と連携しますが、そちら側で出力されるログ等は監視対象外という認識でよろしいでしょうか。	業務要件確認のため	必要に応じて、ご提案をお願いします。
15	別紙1_要件定義書	2.15.4/659行	表 2-12 監視対象項目	表 2-12 監視対象項目で挙げられている項目について、本業務で監視する目的を教えてください。一般的にSaaSでは情報開示されていない項目も含まれるため監視作業が実施できない可能性がございます。	業務要件確認のため	監視対象項目は想定です。内容をご検討をお願いします。
16	別紙1_要件定義書	2.15.5/661行	2.15.5 ログの保存管理及び分析 (1) 受注者は、所定の保存期間中、本システムが取得するログが適切に保全されるよう、適切な管理を行うこと。また、本システムが取得するログの保管期間の想定を「表 2-13 ログの保存期間」に示す。	ログの保存により、ICT基盤環境に影響をもたらす可能性がある場合、本業務で発生する費用は本調達の範囲外という理解でよろしいでしょうか。	業務要件確認のため	調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。
17	調達仕様書(案)	8.2.2/528行	原則、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のクラウドサービスリストに登録されている（もしくは登録が見込まれる）サービスを選定するよう努めること。	「原則」「努めること」の表記から、ISMAPについては必須ではないという理解でよろしいでしょうか？ 仮に必須であった場合、提案製品については、ISMAPを含むセキュリティ認証取得有無を特段定めないでいただきたい。	（2.3 目的及び期待する効果」からの抜粋）「提案製品については、「別添1 機能一覧」に示す機能を満たせばBPMS製品でなくプロジェクト管理ツール等でも可とする。」 提案製品については、上記のような記載があり幅を持たせていただいておりますが、システム開発が可能なISMAP登録されている製品については、まだまだ登録数が少ない状況です。ISMSのように既に一般的になっている認証については、必須要件としても問題無いかと思いますが、ISMAPについては一般的とは言えないレベルかと思います。調達価格を下げる効果を考慮する上でも、ISMAP等のセキュリティ認証については必須にすべきではないと考えます。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
18	調達仕様書(案)	10./629行	10. 下請等の禁止 下請等の禁止に関する事項は、契約書に記載のとおりとする。	受注者は再委託をすることができるという理解でよろしいでしょうか？ 再委託を可能にいただき、再委託先についてはISO27001（ISMS）、ISO9001（品質マネジメント）は不要としていただきたい。	開発するエンジニアの確保が非常に厳しい為、また開発期間がタイトな為、受注者が短期間で一定数の開発メンバーを確保することは難しいと考えますので、再委託を可能としていただきたい。 また、ISO27001（ISMS）、ISO9001（品質マネジメント）は不問とすることで、エンジニアの確保もしやすくなる考えます。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。

19	別紙1_要件定義書	2.1/116行	表 2-1 ユーザの種類、特性	イベント運営に係る民間の委託事業者は、本システムの利用対象外という理解でよろしいでしょうか。	要件の正確な理解および開発工数の見積のため。	現在は不要とすることを想定していますが、将来的には必要となる見込みです。
20	別紙1_要件定義書	2.1.2/126行	表 2-3 アクセシビリティ 4 対応ブラウザ 5 対応OS	表2-2 1画面構成に「『レスポンスデザイン』に対応していることが望ましい」との記載から、スマートフォンやタブレット端末での利用も想定されていると思料いたします。 スマートフォン、タブレットの対応ブラウザ・対応OS要件についてもご記載いただけますでしょうか。	提案予定サービスで充足可能かを確認するため。	調達仕様書に記載の内容を踏まえご提案願います。
21	別添3_業務フロー図	1～5ページ	商談会 展示会 セミナー・シンポジウム 調査 ミッション派遣・受入	管理業務列に「【決裁】事業実施伺い」「【調達・契約】通訳」等のアクティビティが記載されていますが、フローとしてどのアクティビティとも繋がっていないように見受けられます。一方で、別添2_アクティビティ一覧_商談会では「制御」欄に、管理業務（決裁や調達、契約）との関連が記載されているため、業務フロー上は前後関係があるものと推察します。 上記の理解が正しい場合、業務フロー図においても詳細フローと管理業務アクティビティとの関係性の追記をご検討いただけないでしょうか。	要件の正確な理解および開発工数の見積のため。	現在の業務フローについてはドラフト版であり、詳細な業務フローは設計期間のヒアリングを経て作成する予定です。 そのため、各アクティビティと管理業務との関連性については調達仕様書（別添2_アクティビティ一覧）の内容を正として、提案内容のご検討をお願いします。
22	別紙1_要件定義書	2.5.2/ 203行	2.5.2 信頼性要件 障害が発生した場合の復旧目標時点は、前日の24:00(JST)時点とする。	SaaSを利用する場合、SaaSサービスに準拠する必要があるため、詳細は応相談とさせていただきませんか。	SaaSを利用する場合、SaaSサービスに準拠する必要があるため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
23	調達仕様書(案)	8.2.2/ 568行	受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築 又は運用する場合には、原則として、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。	本件は主としては職員内部での利用であり、フィッシングサイトではないことを示す目的でgo.jpドメインは利用は不要であるため、左記の記載を削除いただけないでしょうか。	go.jpを利用する目的としては、一般利用者（国民等）に対してコンテンツを提供する際に、政府のサイトであることを証明する（フィッシングサイトではないことを証明する）ためであると理解しております。 本件は主としては職員内部での利用であり、フィッシングサイトではないことを示す目的でgo.jpドメインは利用は不要であり、事前にマニュアル等で周知したURLをブックマーク等で記録しておくことで誤ったサイトにアクセスすることはないと考えております。 また、左記の要件は満たすことはできても、クラウド基盤によっては、工数増・費用増につながると考えられます。 つきましては、go.jpドメイン利用を必須としない要件がより適切ではないかと考えます。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。

24	別添1_機能一覧	No.27	・使用中のユーザを一覧表示すること	使用中のユーザの定義を教えてくださいませんか。 ユーザがそのシステムを使えるようになって いる（有効ユーザ）ことを指すでしょうか。 あるいは、ログイン中のユーザを指すでし ょうか。	リアルタイムで使用中であることを確認する ためにはログアウトの正確なデータを取得す る必要があるが、Webブラウザのアプリでの 実現は難しいことから、記載の意図を正しく 理解させていただくため。	有効ユーザのことを指しています。
25	別紙1_要件定義書	2.11.2/ 482行	情報資産を管理するデータセンターの物理的所 在地が日本国内である ことが望ましい。	文末「が望ましい」の記載を削除いただけな いでしょうか。	貴構の情報セキュリティ要件の定義に関して は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対 策のための統一基準(令和3年度版)」に準拠し ている。そのことから、システムの脅威に対 する対策として、左記の要件を満たすこと は、任意事項ではなく、必須事項とするべき と考えるため。	必須要件にはしない想定です。
26	別紙1_要件定義書	2.11.2/ 484行	ジェトロの指示によらない限り、一切の情報資 産について日本国外へ の持ち出しを行わないことが望ましい。	文末「が望ましい」の記載を削除いただけな いでしょうか。	貴構の情報セキュリティ要件の定義に関して は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対 策のための統一基準(令和3年度版)」に準拠し ている。そのことから、システムの脅威に対 する対策として、左記の要件を満たすこと は、任意事項ではなく、必須事項とするべき と考えるため。	必須要件にはしない想定です。
27	別紙1_要件定義書	2.11.2/ 486行	障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産 が日本国外のデータセンターに移管されないこ とが望ましい。	文末「が望ましい」の記載を削除いただけな いでしょうか。	貴構の情報セキュリティ要件の定義に関して は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対 策のための統一基準(令和3年度版)」に準拠し ている。そのことから、システムの脅威に対 する対策として、左記の要件を満たすこと は、任意事項ではなく、必須事項とするべき と考えるため。	必須要件にはしない想定です。
28	調達仕様書(案)	5.1.8/162行	5.1.8 会議 (2) 上記（1）で作成する資料については、会議開催 日の2営業日前までにジェトロに送付すること。	”原則”あるいは”基本的に”2営業日前まで、と追記 をご検討頂けないでしょうか。	課題検討会議等、随時開催される会議において、2 営業日前までに必ず資料送付が行えない会議の開 催も想定されるため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書 等の修正を検討します。
29	別紙1_要件定義書	2.14/583行	2.14 教育に関する事項 なお、今後の人事異動等も考慮し、e-learning用コ ンテンツ（集合研修を撮影したビデオ、LMS用 PowerPoint）の作成も行うこと。	”LMS用PowerPoint”について、削除をご検討頂け ないでしょうか？	各操作マニュアルおよびWeb研修を撮影した動画 にてにてご要件を充足するのではないかと想定し まして、貴社LMS仕様に合わせたPowerPointの作 成が必須ではないかと思料。もし必須であれば LMS用PowerPointの仕様を明記頂きたい。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書 等の修正を検討します。
30	別紙1_要件定義書	2.15.4/659行	表 2-12 監視対象 オンラインサービス：回線のトラフィック状況	”回線のトラフィック状況”について、削除をご検 討頂けないでしょうか？	調達仕様書(案)図4にて、ネットワークについては 調達範囲外とされておりますので、回線のトラ フィック状況については監視対象より除外頂くこ とが適切であると考えするため。	監視対象項目は想定です。内容をご検討をお願い します。

31	別紙1_要件定義書	2.16.5/794行	2.16.5 不定期保守業務 (1)～なお、不定期保守業務の有無、及び作業量は月によって異なるが、概ね 1,000 時間程度を想定している。	概ね1,000時間程度は、月あたりか年あたりかの明記を、ご検討頂けないでしょうか？	仕様内容を齟齬無く理解させて頂くため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
32	調達仕様書(案)	2.2/16行	こうした背景から、業務運営の効率化に資する一施策として、ジェトロが企業へ提供する支援サービスとして実施する各種事業形態を対象に、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング（BPR）手法を用いた業務改革プロジェクトを2022年度から実施してきた。その取り組みにおいて、主に管理業務を対象としてBPRを実施してきたが、今後BPRの対象をコア業務に拡大していくために、BPMSを導入することとなった。	BPMSを導入することが決定しているようであるが、BPMS上に定義する標準化されたプロセスが出来上がっているものなのか、標準化する作業はどのように進められる想定なのか、業務の整理方法を記載いただきたい。	受注者に求められることが、システムの構築なのか業務の整理なのかで入札価格に大きな変動が生じるため。	プロセスは調達仕様書（別添3_業務フロー）を基にジェトロとの協議の上、精緻化を行うことを想定しています。主な委託業務はシステムの開発となります。
33	調達仕様書(案)	2.2/30行	なお、「図 2 本システムの展望」に示すとおり、まずは一部の業務を中心に本システムを導入し、徐々に対象範囲やシステム連携等を拡大する予定である。また、将来的にはシステムの成熟度を高めて業務処理の自動化を目指す想定である。	主要7業務のうち5業務を実現するステップと読み取れました。 もう少しスモールスタートすること（対象業務を1業務に絞ること）や本当にやりたいことが製品機能としてどこまで具備されているか確認するフェーズを設けて見てはいかがでしょうか。 ※特に標準化されたプロセスをユーザーがカスタマイズする件についてはステータスの可視化とともに実現イメージをすり合わせる時間が必要と考えます。	採用するBPMS製品に応じて、実現できる要件に大きな違いがあるものと思われるため。 貴機構が実現したいことがシステムでどこまで実現できるか確認するフェーズを設ける方が、業務を拡大する以前に貴機構の習熟度も上がり目指す姿が明確になってから他の業務へ展開ができると考えられるため。	対象業務は記載の通りとします。
34	調達仕様書(案)	2.2/35行	図 1 本システムのコンセプト 図 2 本システムの展望	コンセプトにおいて「職員が自由に業務プロセスをカスタマイズできる機能の実装」が歌われておりますが、この要件は図2のどのタイミングでの実装を考えられているのか、特に本調達内での実現を考えられている場合、具体的に何をどのようにカスタマイズされたいのか要件を別添3の業務フローなどに明記するべきと考えます。	例えば、アクティビティを実施する回数や期間を調整したいのか、新たなアクティビティを追加できるようにしたいのか、全く新しいプロセスを定義されたいのか、内容によってどのようにそれをモニタリングしていくのかで実装の影響度が大きく異なることが想定され、入札価格の妥当性が検証できないため。	本調達内での実装を考えています。具体的なカスタマイズの方法については、協議のうえ決定する想定です。
35	調達仕様書(案)	2.4.1/53行	(1)「図 4 本システムの調達範囲」に示す本システムを稼働させるために必要な役務、システムの一式を調達範囲とする。ただし、本システムが対象とするユーザの範囲は段階的な拡大を想定しているため、状況に即しつつ効率的なタイミングによるライセンス等の調達を実施すること。	総合ICT 基盤で提供されているサービス（本調達の対象外とできる内容）について明確にしてください。 例：バックアップサービスの導入要否、仮想マシンの提供可否、貸与可能なミドルウェアライセンス、ウイルス対策等のセキュリティに関するルールなどがあれば要求事項として記載いただきたい。 特に図4の★部分について、SaaSの場合と記載がありますが、SaaS以外の場合にどこまで準備する必要があるか明記頂きたい。	提案範囲が提案者によって異なる可能性があり、平等な比較ができなくなる可能性があるため。	記載の要件を満たした調達をお願いします。総合ICT基盤の詳細については資料閲覧の期間を設ける予定です。

36	調達仕様書(案)	2.4.1/60行	図4の※2 SaaSの場合は、標準的なAP機能の運用・保守はSaaSのサービスに包含され提供される想定ですが、個別で作成した画面等のメンテナンスを調達範囲内とします。	画面等のメンテナンスを調達範囲にされるというのは、設計、開発、テストにおける画面の作成作業を調達範囲とする理解で良いでしょうか。 とらえ方によっては、運用保守の中で画面をメンテナンスする要件にも読み取れます。 BPMSでは終わりになくに業務の見直しや改善が図られるものであるため、運用の作業はどこまでが調達範囲になるか明記頂きたい。	記載の受け取り方で運用保守費用が大幅に異なり、平等な比較ができる可能性があるため。	運用保守範囲は調達仕様書（別紙1_要件定義書）の通りです。
37	調達仕様書(案)	2.5/75行	契約期間 契約期間は契約締結日から2025年3月31日までとする。なお、詳細は、以下のとおりとする。 (1) 設計・開発・構築期間：契約締結日から2024年9月30日（想定） (2) サービス提供及び運用・保守期間：2024年10月1日から2025年3月31日（想定）	9月30日運用開始を想定されている理由を記載いただきたい。	提案における作業の実現性を弊社内で検証するため。 最適スケジュールを検討する上で、貴機構が考えられている運用監視時期の制約や他システムや業務的な制約についての前提が必要であるため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
38	調達仕様書(案)	5.1.1/107行	5.1.1 構築実施計画書の作成 (1) 契約締結後、10営業日以内に作業体制、導入スケジュール等を示した構築実施計画書を作成し、ジェトロの承認を得ること。 (2) 構築実施計画書には、以下の項目について記述すること。 ① 作業内容 ② 作業体制に関する事項 ③ スケジュールに関する事項 ④ 納入成果物に関する事項 ⑤ 設計・構築手法等	本調達における貴機構の体制及び関与率について明記頂きたい。 特に主要5業務のプロセスオーナー（最終仕様決定者）はそれぞれ別人格なのか、同じ方なのか、その方の関与率はプロジェクト期間中どの程度になるのか情報を提示いただきたい。	実行計画および弊社実行体制、セッション計画を検討する上で、体制・スケジュールの妥当性を検証するため。	総務部と企画部を主管部所として本プロジェクトを行います。
39	調達仕様書(案)	5.2.1/209行	(8) 開発手法を問わず、テスト実装したプロセスをジェトロが試用し、発生した要望を適宜協議して機能に反映する工程を、2.6で定めた設計・開発・構築期間内に数回繰り返すこと。なお、対象は以下のプロセスとする。この対象とならないプロセスはサービス提供及び運用・保守期間に作成しても構わない。 ① 展示会 ② セミナー・シンポジウム ③ 調査 ④ 調達 ⑤ 出張手続き	左記「対象とならないプロセスはサービス提供および運用・保守期間に作成してもかまわない」と記載がありますが、作成自体の要否が曖昧に見受けられるため、作成するかしないかについては明示いただきたい。	読み取り方によっては作成しなくても良いと取れ、提案範囲に齟齬が発生する可能性があるため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
40	調達仕様書(案)	5.5.1/262行	5.5.1 納入成果物 (1) 構築工程 構築工程の納入成果物は「表 5 納入成果物一覧（構築）」のとおり。	ウォーターフォール開発とアジャイル開発でそれぞれ必要となる納入成果物をご記載いただきたい。	開発手法によって、現記載すべてのドキュメントを作成するスケジュールを考慮すると、採用できる開発手法に制限がでけると思われるため。	調達仕様書の要件を満たす成果物の納入をお願いします。納品物の作成方法は開発手法に合わせて、調整をお願いします。
41	調達仕様書(案)	6.2/364行	(5) 実施体制の中には、2018年度から2022年度までの過去5年間に、本調達で提案するクラウドサービス又はパッケージを利用したシステム構築を請け負った実績を有する者を1名以上含めること。	BPMSに関しては準委任契約での実績も評価に含むように明示いただきたい。	一般的にPDCAで導入されるため、請負での構築事例が少ないため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。

42	調達仕様書(案)	7.5/435行	(1) システム開発におけるセキュリティ対策の専門担当部署があること。または、セキュリティ担当者を体制に含む等、セキュリティ対策の実行機能を有すること。	期待されるセキュリティ担当者の役割について明記頂きたい。 総合ICT 基盤で担保いただけるセキュリティに関する事項、その他貴機構のルールとして整備しなければいけない事項を上げていただきたい。	プロジェクト運営に関わる情報取り扱いの方法なのか、実装する機能に関するセキュリティの担当者であるのか判断が付かないため。	調達仕様書の要件を満たした体制であれば問題ありません。
43	調達仕様書(案)	8.2.2/468行	① 受託者は、契約書で定める秘密保持及び個人情報に関する事項を遵守するとともに、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、当機構の「情報セキュリティ規程」、「情報セキュリティ対策に関する内規」及び情報セキュリティマニュアル類に準拠した情報セキュリティ対策を実施すること。	可能な範囲で「情報セキュリティ規程」、「情報セキュリティ対策に関する内規」及び「情報セキュリティマニュアル類」を事前に提示いただきたい。	弊社側で準備する機材等を確認するため。	資料閲覧の期間を設ける予定です。
44	調達仕様書(案)	8.2.2/531行	原則、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」のクラウドサービスリストに登録されている（もしくは登録が見込まれる）サービスを選定するよう努めること。	本条件を削除するよう修正をお願いします。	ISMAPを前提の調達となっているように見受けられます。これが前提となってしまうと提案製品が限定される恐れがあるので	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
45	別紙1_要件定義書	2.1.2/127行	※ メニュー等に表示する英語表記については、受注者が案を作成し、ジェトロが確認・修正する。	英語表記対象となる範囲を明記いただきたい。	パッケージ製品で対応できない部分にまで手を入れると余計な投資費用が必要になってしまうため。	英語話者を含むユーザーが問題なく本システムを利用できる範囲をご検討ください。
46	別紙1_要件定義書	2.6.1/223行	2.6.1 性能の拡張性 本システムにおいて、機能拡張及びサービスの提供範囲拡大を行う場合は、そのタイミングと合わせて処理能力の向上及びデータ保存領域の拡張等のため、外部クラウドサービスにおけるスケールアップ／スケールダウン（動作環境の変更）等が容易にできること。本システムを拡張する必要が生じた場合、クラウドサービスの契約料については、原則として初期調達の提案内容に準ずるものとする。	サービス改訂などによる価格の変更があった場合はどのような取り扱いについては協議の上対応を決定と記載いただきたい。	入札に際して、システムに対する運用後の変更がどこまで起きるか予測不可能であり、初期調達の提案ですべての料金を提示することが不可能であるため。	調達仕様書の通り、原則として初期調達の提案内容に準ずるものとします。
47	別紙1_要件定義書	2.14.1/593行	(3) 一般職員および業務管理者向けの研修として、それぞれ希望者を募りWeb研修を行うこと。また、Web研修未受講の一般職員および業務管理者向けの動画研修の教材としてWeb研修の動画をアップロードすること。なお、動画研修の受講による習熟度を確認するためのテストについては新規作成及び実施は不要とする。	Web研修はオンラインのWeb会議で実施し、その内容を録画しておくという理解をしました。 動画研修用のコンテンツの作成を求めるものではない旨明記いただきたい。	契約後に認識の相違が発生しないようにするため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。

48	別紙1_要件定義書	2.16.5/785行	2.16.5 不定期保守業務 (1) サービス提供及び運用・保守期間中において受託者は、以下の作業について、ジェットロからの依頼に基づき、実現方法、手順等の調整を行った上で、ジェットロの指示に従い作業を行うこと。必要に応じてミーティングを開催の上、速やかに議事録を作成し、ジェットロの承認を得ること。また、作業費用は事前にジェットロに予定工数（見積書）を提示し、予め契約で定めた単価により精算払いとする。不定期保守業務については対象システム、作業項目、仕様概要もしくは作業概要、見積工数、実績工数、対応予定日、ジェットロ発注日、対応完了日、ジェットロ対応完了確認日等を一覧で管理する「不定期保守管理表」を作成すること。なお、不定期保守業務の有無、及び作業量は月によって異なるが、概ね 1,000 時間程度を想定している。	不定期保守はおおむね1,000時間と記載が年にかかっているか月にかかっているかあいまいなので、年にかかっているように明示いただきたい。	提示いただいている時間が月単位、年単位、運用後5年間などで想定される体制が異なるため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
49	別添1_機能一覧	No39	・本システム内のデータ形式をXML、CSV等の標準的な形式での抽出が可能なこと	業務上必要になるCSV、XMLファイルは明記していただきたい。	要件定義や設計段階で費用の調整が必要になるため。	調達仕様書で定義する目的を踏まえご検討ください。
50	別紙1_要件定義書	2.5.1/198行	(3) ユーザは、総合ICT基盤のSSO機能においてユーザIDとパスワード等によって認証され（調達範囲外）、そのユーザの職務権限及び所属組織によって認可（調達範囲内）されて操作できるものとする。	総合ICT基盤のSSO機能について、SSOの方式を事前にご提示いただきたい。 （可能であれば活用されているソリューションの情報も頂きたい）	方式に応じて設計の内容が変わる可能性があるため。	資料閲覧の期間を設ける予定です。
51	別紙1_要件定義書	2.7.1/251行	(2) Webブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能なシステムとすること。なお、バージョンアップについては、3ヶ月を目安にアップデート情報の有無を確認し、適用を検討すること。	適用を検討するのを事業者とJETRO様にて協議の上、適応を検討すると修正いただきたい。	現在の記載だと、事業者だけで検討するような誤認をあたえかねないため。	要件は調達仕様書の通りです。
52	別紙1_要件定義書	2.11.2/508行	(イ) Infrastructure as Code (IaC) の利用などにより基盤構築の自動化による効率化を図ること。	基盤構築の自動化を図りたい理由を明示いただきたい。 （将来的なDevOpsを想定した環境づくりをする等）	台数次第では逆に効率も悪くなるケースがあるため、どのような意図で記載しているかを理解した上で提案に盛り込む必要があるため。	IaCは一例として例示してます。
53	調達仕様書(案)	2.4.1/54行	本システムが対象とするユーザの範囲は段階的な拡大を想定しているため、状況に即しつつ効率的なタイミングによるライセンス等の調達を実施すること。	対象とするユーザの段階的な拡大について、計画値を明示いただきたい。	ユーザ数や同時アクセス数などをもとに試算（見積）するサービスが存在するため、最適なサービスを提案するために計画値を明示されることをご提案します。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。

54	別紙1_要件定義書	2.16.5/789行	作業費用は事前にジェットロに予定工数（見積書）を提示し、予め契約で定めた単価により精算払いとする。不定期保守業務については対象システム、作業項目、仕様概要もしくは作業概要、見積工数、実績工数、対応予定日、ジェットロ発注日、対応完了日、ジェットロ対応完了確認日等を一覧で管理する「不定期保守管理表」を作成すること。なお、不定期保守業務の有無、及び作業量は月によって異なるが、概ね 1,000 時間程度を想定している。	・見込まれる1,000時間の不定期保守業務は、年間等であるか期間を明示いただきたい。 ・1,000時間は6人月を超える時間工数となるため、単価による精算払いであっても4半期ごとに計画を立てるなど予め計画立てたものとするよう明示いただきたい。 ・不定期保守を行うに際し、見積前の調査や実装方針検討などはサポート業務No.3「問合せ対応」で処理するものであることを明示いただきたい。	計画性がない場合、保守体制の計画が困難となり、対応スケジュールが期待通りでなかったり、品質担保が困難になるケースが生じるリスクがあると考えられるため、計画性のある保守であることを明示されることをご提案します。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。また不定期保守の実施スケジュールはジェットロとの協議のうえ、実施内容や実施期間を決定する予定です。
55	別添1_機能一覧	No.29	SAMLによる属性情報（ユーザの所属部署情報）も含めたSSOでの認証を行うこと	異動による所属変更の情報取り込みのみを行い、システム運用管理者が手動でアクセス権限変更を行うことと明示いただきたい。	所属部署情報を含めたSSOで認証するということが自動的にアクセス権限の付替えをおこなう事を指すのか不明瞭であり、プロセス実行中に異動にともなう承認者・担当者の付け替え未了でプロセス中断などを未然に防ぐために、システム運用管理者が介在することをご提案します。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
56	調達仕様書(案)	5.2.1/202行	(7)「別添2 アクティビティー一覧」および「別添3 業務フロー」に記載の内容については本書作成段階での業務内容を反映しており、最新の実態を反映するために担当部門へのヒアリングを実施することで内容の精緻化を図ること。また、規模等により複数パターンの業務プロセスを作成する可能性がある場合は、担当部門へのヒアリングの中で精緻化を図ること。	ご提案時に、ヒアリング回数、ヒアリング実施期間、変更箇所の件数上限等をベンダ側で前提を置いた上でご提案をして問題ないでしょうか。 最終的な決定は、契約締結後に協議の上で決定すると考えておりますが、予めベンダ側で前提を置いてご提案することが問題ある場合は、調達における見積の公平性を保つため、見積前提として記載をお願いします。	ヒアリングの回数や期間、ヒアリングにより変更が発生する件数などが不明の場合、本対応を実施するためのお見積および実現性のある開発スケジュールの検討が困難となります。	調達仕様書に記載の要件を満たしていれば問題ありません。

57	別紙1_要件定義書	1.2.1/43行	・業務プロセスの作成・変更・削除画面 ・アクティビティの作成・変更・削除画面	下記のような提案内容の場合は、要件を満たせていると理解して良いでしょうか？ ・ユーザが自由に業務プロセスの作成・変更・削除が可能な汎用プロセスというフリーのプロセスを用意し、汎用プロセスではユーザがプロセス開始時（案件起票時）にプロセスとプロセス内で実行するアクティビティの数を任意に指定して起票できる。 ・汎用プロセスの大分類は、他のコア業務の大分類と同一のものを指定し、アクティビティの名称は任意のものを指定できる。 ・起票したプロセスおよびアクティビティは、変更・削除はできない。 ・汎用プロセスでは、アクティビティ同士の前後関係は1対1で結びついており、直列で実行される。 問題ない場合、可能でしたら「固定的なプロセスに加え、汎用プロセスを使った提案での代用も可とする」と追記いただくとより多くのベンダが提案しやすくなると思います。	記載されている要件と弊社理解の齟齬が無いかを確認させてください。	要件は調達仕様書に記載の通りです。ご提案は仕様を満たしつつ、ご検討をお願いします。
58	別紙1_要件定義書	1.2.1/43行	・業務プロセスの作成・変更・削除画面 ・アクティビティの作成・変更・削除画面	以下の文言を追記することをご検討ください。 「ただし、将来的にプロセス可視化による業務効率化を行うことが目的であるため、全てのケースを自由に変更可能とせず、ジェトロと協議の上、最適な構成を構築すること。」	全てのケースをユーザが自由に変更することは一般的なBPMSの思想から外れます。本調達が将来的にBPMSを活用したプロセス可視化を目的とされるのであれば、左記のような文言を追記された方が良いかと考えます。	プロセスの変更については、調達仕様書（別添5_権限一覧）の通りです。
59	別紙1_要件定義書	2.1.2/126行	表 2-3 アクセシビリティ No4 対応ブラウザ 「※ただし、ジェトロのブラウザ利用方針に干渉しない設計を行うこと。」	貴機構におけるブラウザの利用方針を具体的にご提示いただけますでしょうか。	貴機構のブラウザ利用方針に即した、干渉しない設計でのご提案をしたいため。	資料閲覧の期間を設ける予定です。
60	別紙1_要件定義書	2.3.1/155行	表 2-5 コア業務の2019 年度・2020 年度の実施件数	表2-1に記載のユーザ数（一般職員約1900人）および図2-1の本システムの接続事業所から、本調達の対象となるBPMSは国内のみの利用ではないと想定しておりますが、提供されている件数の情報が国内のみの情報となっており、記載されている件数と実際の件数が一致しないと推測されます。 海外での利用も想定されている場合は、海外での利用も含めた想定件数を記載して下さい。海外の利用が想定されない場合は、海外での利用が対象外である旨を記載して下さい。 もし、海外の利用件数が不明な場合は、想定される最大件数を記載することをご検討ください。	ご提案するベンダにより、前提ユーザ数が一致しない可能性のある記載があるため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。

61	別紙1_要件定義書	2.6.2/232行	本システムは、パッケージ製品の採用を前提としているが、将来的な機能拡張を見込んでいるため、適宜カスタマイズが可能であること。	以下のように修正していただくように、ご検討をお願いします。 【現状】 「本システムは、パッケージ製品の採用を前提としているが、将来的な機能拡張を見込んでいるため、適宜カスタマイズが可能であること。」 【変更案】 「本システムは、パッケージ製品の採用を前提としているが、将来的な機能拡張を見込んでいるため、適宜カスタマイズが可能であること。 <u>なお、本システムは将来的に対象業務範囲やシステム連携等を拡大する予定のため、本システムのプラットフォーム上でのアプリケーション開発手段やジェトロ内の各システムとAPIなどの汎用的な通信方法を用いてデータ連携する手段を有すること。」</u>	調達仕様書 2.2調達の背景として記載される将来的な拡張に向けて、左記のような機能、または実現手段が必要と想定されるため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
62	別紙1_要件定義書	2.9.2/320行	(3) 天災等のため、外部クラウドサービスが利用不可能となった場合に備え、同時被災が想定されない国内のリージョン（西日本等）にてデータのバックアップを行うこと。	以下のように修正していただくように、ご検討をお願いします。 【現状】 「同時被災が想定されない国内のリージョン（西日本等）にてデータのバックアップを行うこと。」 【変更案】 「同時被災が想定されない国内のリージョン（西日本等）にてデータのバックアップを行うことが望ましい。」	クラウドサービスの事業規模やサービスポリシーによっては、必ずしも遠隔地に災対環境を有していない場合があります。あるいは、災対環境を有するサービスであっても災対環境を利用するためにコストが大きく膨らむことが想定されます。より最適なサービス、パッケージの選定にあたり、左記のとおり修正いただくのが有効と考えられます。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
63	別紙1_要件定義書	2.10.2/334行	(1) 主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。	本調達の対象となるBPMSのユーザ情報は、ICT基盤が提供するActive Directoryから連携される前提であり、アカウントの登録、更新、停止、削除等はActive Directory側で管理されるものと理解しております。 本記述におけるアカウントを管理する機能は、どのような目的で必要となるものでしょうか。	Active Directoryのユーザ情報がマスタとなる場合、連携を受ける個別システムでユーザの登録、更新、停止、削除等を行ってしまうとマスタとの整合性が取れなくなります。また、個別に登録したユーザはSSOが利用できないなどの制約も発生し、運用にも支障を来すと考えられます。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
64	別紙1_要件定義書	2.12/534行	(6) 本番データ（コピー等）をテストで使用する必要がある場合（擬似データの作成に当たり、本番データの匿名化、符号化等を行う場合を含む。）は、十分な期間をもって、事前にジェトロの承認を得たうえで「2.10 情報セキュリティに関する事項」の作業上の注意事項等を守り、使用するものとする。	テスト環境において、Active Directoryから連携されるユーザ情報はActive Directory側でマスキングされる認識で相違ないでしょうか。	ユーザ情報を受注者側でマスキングする必要がある場合、見積工数に大きく影響するため。	本調達の受託者に匿名化、符号化等をしていただく必要があります。

65	別添1_機能一覧	No13	No13 業務プロセスの出力機能 ・業務プロセスや業務プロセスの進捗状況等を印刷 およびPDF出力が可能なこと	以下のように修正していただくように、ご検討を お願いします。 【現状】 「業務プロセスや業務プロセスの進捗状況等を印 刷およびPDF出力が可能なこと」 【変更案】 「業務プロセスや業務プロセスの進捗状況等を印 刷およびPDF出力が可能なことが望ましい」	業務プロセスや業務プロセスの進捗状況等を電子 データでDLしたり紙に印刷できることが目的と思 いますが、実現方法としてPDF出力と限定される と、ご提案できるソリューションが限定されてし まうため。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書 等の修正を検討します。
66	別添1_機能一覧	No34	No34 お知らせ変更機能 ・既存のお知らせに対して属性情報を変更可能なこ と	属性情報とは、具体的にどのような情報か、ま た、その用途および更新等が行われる契機につい て記載して下さい。	属性情報の内容の記載がなく、何を変更する要件 なのか情報が不十分なため。	属性情報は調達仕様書（別添1_機能一覧）に記載 の通りです。
67	別添4_データ一覧	No2～5 「保管方 法」	管理するデータベースと、ユーザがアクセスできる データベースとを別にしてデータを保管する	クラウド提案を可とする場合、以下のような記述 を追記してください。 「ただし、各種セキュリティ対策やアクセスコン トロールにより管理データとユーザデータへのア クセス権を制御する場合、必ずしもデータを別と する必要はない。」	本調達ではクラウド（SaaS）によるご提案も可能と 認識しておりますが、一般的にSaaSでは、物理的 なサーバ配置は指定できず、アクセス権限などで データ管理を実現する考え方となります。 また、管理者（モニタリングするユーザ）が利用 するデータベースとユーザ（プロセスを実行する ユーザ）が利用するデータベースを論理的に分け るとした場合も、モニタリングできる情報のリアル タイム性が損なわれ、本調達の目的である業務 の可視化の方針を達成できないと考えられます。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書 等の修正を検討します。
68	別紙1_要件定義書	その他	-	一般的にBPMSの世界では、機能として以下のよ うな機能が必要とされますが、記載がありませ ん。必要な場合は、要件定義書に要求機能として 追加することを推奨いたします。 ・画面に入力されたデータのバリデーション チェックが細かく設定できること。 ・入力したデータも含めて検索ができること。	本調達の目的に沿うサービス、パッケージの選定 が行われるよう要件の追記を推奨いたします。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書 等の修正を検討します。
69	調達仕様書(案)	2.2/37行	図 2 本システムの展望 業務標準化,業務範囲拡大化となってる	長期の目的は業務標準の強化後、自動化に加え、 継続的な業務プロセス改善・管理きちんとできる ようなビジョンがあることを組み込んで欲しく思 います	御社の負担と今後の自動化を考慮したときに、業 務標準化のみの要望ではなく、継続的に運用プロ セス監視、改善、自動的に管理できる仕組みを考 慮する必要があると考えます	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書 等の修正を検討します。
70	調達仕様書(案)	2.2/34行	図1 本システムのコンセプト BPMSでの対応表	業務フローは国際標準規格ベースで記述すること を定義された方が良いのではないかと考えま す。	そうでない場合、今後さらに多様化された人材で 活用することを考えると統一された業務プロセス 管理できなくなると考えます。	要件は調達仕様書に記載の通りとします。提案と してご検討をお願いします。
71	調達仕様書(案)	2.4.2/69行	図 5 本システムのイメージ	システムランドスケープでは、分析対象の連携シ ステム名を記載希望（例えば顧客システムはCRM On Premise/Cloudかなど）	業務プロセスから外部システムの連携のみであれ ば、関係ないですが、外部システムからデータ分 析対応であれば定義希望いたします。（プロセス 分析・モニタリングするためのシステムを明確 化）	資料閲覧の期間を設ける予定です。

72	調達仕様書(案)	2.2/11行	調達の背景	BPRについて長期目線である程度内省化させることができるという要素を組み込んでいただきたく思います。	BPRプロジェクトについて、関わる全員がしっかりとビジョンを共有し、自分ごととして活用いただくことが重要かと思います。	ご指摘の内容を確認し、必要に応じて調達仕様書等の修正を検討します。
73	別紙1_要件定義書	1./1行	1. 機能要件	BPMSの目的と課題解決をもう少し明確に記載いただけますでしょうか？ BPMSシステムを導入することによって、何を業務側で効率化できるかの要望を記述すると長期目線で良い提案が出てくるように思います。	例えば、部門間の重複作業を解消しつつ、全体共有することにより業務フローが効率化し、システム投資が削減できる可能性があるなどを含めることで、イメージが膨らむように思いました。	要件は調達仕様書に記載の通りです。
74	別紙1_要件定義書	1.1.1/17行	職員が直接、見直し・修正を行うため、アクティビティの追加・更新・削除が適宜可能であること。	プロセス標準化設計後、プロセス変更発生時にどう業務プロセスをガバナンスするか、どうプロセスを共有・承認し、システムに展開するか of 仕組みを組み込んで欲しいと思います。	部分的に要件があると認識しておりますが、全体の運用流れの要件が記載ないように思いました。	具体的な内容については提案としてのご検討をお願いします。
75	別紙1_要件定義書	2.1.2/126行	2.1.2 アクセシビリティ要件 表 2-3 アクセシビリティ	海外との連携、多言語対応要件あるかどうか記載日本語・英語の対応だけでよいのでしょうか？	中国などの国からBPMS基盤をアクセスする機会があるか要確認いただく必要があるかと思いました。	要件は調達仕様書の通りとします。提案としてご検討をお願いします。
76	別紙1_要件定義書	2.2.1/137行	表 2-4 本システムの構成に関する全体の方針	SaaSとして成長し続けるものという文脈を組み込んでいただきたく思います。	IAASの場合、大きな手間かかる場合がある他、SAASのほうがCost Performanceが高い他、標準化に適していると考えます。	要件は調達仕様書の通りとします。提案としてご検討をお願いします。
77	別紙1_要件定義書	1.1/2行	1. 1 提供機能要件	システムスコープだけでは業務自体がまわらない可能性があるため、BPMSスコープの要件定義も必要かと思っております。 例えば、業務フローは常に最新化できて、かつ、全社全体で共有できることが望ましいことなどの要件を組み込んでいただきたく思います。	単なるプロセス設計、分析のみ要件ではなく、プロセスの付加価値を高める、統制取れた文書管理（承認ワークフロー、階層型管理）、プロセス関連情報一元管理、全組織の共有認識を合わせるための活動可能な基盤を望ましいことを定義する必要があるように思いました。	要件は調達仕様書の通りとします。提案としてご検討をお願いします。